



消費税の申告制度の選択について

消費税の計算・申告については2つの方法（**本則課税**と**簡易課税**）があります。条件を満たした場合、任意の申告制度を選ぶことができますが、それぞれ注意点がありますのでご確認をお願いいたします。インボイス制度が施行(R5.10～)されるにあたり、これまで免税事業者だった方がインボイス発行事業者の登録をした場合は、特に注意が必要です。

本則課税

課税事業者（前々の課税売上高が1,000万円超）になった場合、何も届出をしなければ、本則課税（一般課税）制度を選択することになります。

本則課税は、「**売上に係る消費税**」から実際の「**仕入に係る消費税**」を差し引く**計算方法**です。消費税本来の原則的な計算方法であることから本則課税と呼びます。

簡易課税

簡易課税は、中小事業者の事務負担を軽減するために設けられた特例制度で、**売上に係る消費税に、「みなし仕入率」という一定割合を掛けたものを自社が支払った消費税とみなして、売上に係る消費税から控除できる仕組み**です。

【簡易課税を選択するには】

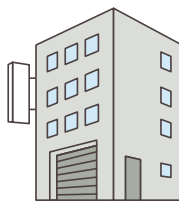
前々年（個人）または前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下の事業者で、適用しようとする課税期間の開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。



《本則課税と簡易課税》



販売
代金 800円
消費税 80円
合計 880円
仕入



販売
代金 1,000円
消費税 100円
合計 1,100円
仕入



計算方法の違い

本則課税 $(\text{売上に係る消費税 } 100\text{円}) - (\text{仕入に係る消費税 } 80\text{円}) = 20\text{円}$

簡易課税 $(\text{売上に係る消費税 } 100\text{円}) - (\text{売上に係る消費税 } 100\text{円}) \times \text{みなし仕入率 } 90\% = 10\text{円}$

消費税の計算

業種によって異なる

本則課税と簡易課税、それぞれのメリット・デメリット



簡易課税は、「仕入に係る消費税の計算が不要になる」ことや、「仕入先からのインボイスの保存が不要となる」といったメリットがあります。

また、**仕入や経費が少ない事業者は、本則課税を選択した場合より納税額が少なくなる一方で、仕入や経費の多い事業者や、設備投資や事務所の改修など大きな経費計上を計画している場合などは本則課税が有利な場合**もあります。

ですが、今後はインボイス制度の関係もあり、**本則課税**は要件が複雑なため、会計ソフトを使用しないとほとんどの場合が計算できませんので、会計ソフトで日々の取引を入力していることが前提となります。会計ソフトで入力できない場合は、税理士さんへお願いするか**簡易課税**を選択することになります。

簡易課税を選択すると2年間は本則課税に変更できません。

詳しくは、村上税務署（個人☎53-3143・法人☎53-3664）、顧問税理士または当商工会議所までお問い合わせください。

